

除染の実施方法等に関する基準の整備について

1. 放射性物質汚染対処特措法施行規則（12 月 14 日公示）

- ・ 廃棄物関係： 指定廃棄物の指定基準、特定廃棄物の収集運搬基準、保管基準、最終処分基準等
- ・ 除染関係： 除染等の措置の基準と除去土壌の収集運搬基準及び保管基準といった処理基準等

2. 汚染廃棄物及び除染関係のガイドライン

上記 1. の施行規則等を地方公共団体や除染実施者に具体的にわかりやすく説明するためのガイドラインを策定。

- ・ 汚染廃棄物関係： 指定廃棄物の保管、除去土壌の保管、特定一般廃棄物等の維持管理基準・処理基準で構成。
- ・ 除染関係： 汚染状況重点調査地域内の汚染状況の調査測定方法、土壌等の除染等の措置、除去土壌の収集・運搬、除去土壌の保管の 4 編で構成。

3. 除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

（12 月 22 日に公示）

労働者の電離放射線による健康障害を防止するための基準を定める現行の電離放射線障害防止規則とは別に、除染作業や廃棄物の収集等の作業形態に応じ、適切に労働者の電離放射線による健康障害を防止するための措置を規定する省令（以下「除染電離則」という。）を制定。

4. 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン

除染等の業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、除染電離則に定める事項のほか、事業者が講ずることが望ましい事項を一体的に示すガイドラインを策定。具体的には、被ばく測定線量管理の方法、内部被ばく防止のための措置、安全衛生管理体制等についてまとめている。